

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 10 回 2017 年 3 月



## 中国国家税務総局(以下、「SAT」)が「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告」を公布

### 本アラートの分析対象法規:

- 中華人民共和国国家税務総局(以下、「SAT」)の 2017 年 3 月 28 日付公布「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告」(以下、「6 号公告」)
- 「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告」(以下、「管理弁法」)
- SAT の 2016 年 10 月 18 日付公布「事前確認制度の改善事項に関する公告」(以下、「64 号公告」)
- SAT の 2016 年 7 月 13 日付公布「国家税務総局、関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」(以下、「42 号公告」)

### 背景

2016 年 6 月末に公布された「関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」(中国移転価格コンプライアンス管理法規)に続き、2017 年 3 月 28 日、SAT は、待望の「特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法に関する公告」(以下、「6 号公告」)を公布した。管理弁法は、経済協力開発機構 (OECD) の BEPS プロジェクトの成果物、特に無形資産に関する内容を中国の税制に取り入れている。また、6 号公告は、中国における過去の自主調整と対外支払に関する法規も取り入れ、移転価格調査においてよく見られる慣行を明文化している。

6 号公告の公布に伴い、納税者は、税務当局が移転価格調査を行う際の注目点と論理をより明確に理解することができ、また、今後の中国の移転価格調査実務の標準化を予見できる。

さらに、従来の中国移転価格規制が主に対外支払にのみ注目していたのに対して、6 号公告はロイヤリティと役務料金の対外支払および受取の双方を規制することになり、中国税務当局が対外投資を行う中国多国籍企業の移転価格管理に向けた第一歩をふみだしたと言える。

### 主要な内容

6 号公告は、「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2 号、以下「2 号文」)の第四章、第五章、第十一章、第十二章、「国家税務総局、移転価格追跡管理の強化に関する問題に関する通知」(国税函[2009]188 号)、「国家税務総局、国外関連者取引の監督および調査の強化に関する通知」(国税函[2009]363 号)、「国家税務総局、特別納税調整の監督と管理に関する問題の公告」(SAT の 2014 年第 54 号公告)、および「国家税務総局、企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税の問題に関する公告」(SAT の 2015 年第 16 号公告)を置き換えるものであり、2017 年 5 月 1 日より施行される。

特別納税調査調整および相互協議手続管理弁法は、62の条文から構成され、概ね以下の内容にまとめられる。

## 本アラートの分析対象法規:

- SATの2015年9月17日付公布「特別納税調整実施弁法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」)
- SATの2015年6月16日付公布「国家税務総局、費用分担契約の管理の適正化に関する公告」(以下、「45号公告」)
- SATの2015年3月18日付公布「国家税務総局、企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税の問題に関する公告」(以下、「16号公告」)
- SATの2014年8月29日付公布「国家税務総局、特別納税調整の監督と管理に関する問題の公告」(以下、「54号公告」)
- SATの2013年9月24日付公布「国家税務総局、租税条約相互協議手続実施弁法の公布に関する公告」(以下、「56号公告」)
- SATの2009年7月6日付公布「国家税務総局、国外関連者取引の監督および調査の強化に関する通知」国税函【2009】363号(以下、「363号通知」)
- SATの2009年4月16日付公布「国家税務総局、移転価格追跡管理の強化に関する通知」国税函【2009】188号(以下、「188号通知」)
- SATの2009年1月8日付公布「国家税務総局、特別納税調整実施弁法(試行)」国税発【2009】2号文(以下、「2号文」)
- 中国全国人民代表大会を通して2008年1月1日付施行「中華人民共和国企業所得税法」(以下、「企業所得税法」)

第2-14条、第23-29条、および第37-46条	特別納税調査
第15-22条	比較性分析要因および移転価格方法
第30-33条	無形資産に関する特別条項
第34-36条	役務に関する特別条項
第47-61条	相互協議手続

## 特別納税調査

6号公告は、企業所得税法の第六章における特別納税調整に関するすべての事項を調査範囲としている。その中には、移転価格、過小資本、被支配外国企業、一般反租税回避が含まれる。また、同公告は、税務当局が非居住者企業に対しても特別納税調査を行うことを明確に規定しており、それは被支配外国企業と一般反租税回避に関係したものである。

6号公告によると、税務当局が特別納税調査を実施する場合、以下のリスク側面を持つ企業を重点的に調査する。

1	関連者取引額が比較的大きい、または取引の種類が多い企業	2号文と類似
2	長期的に欠損状態にある、利益が微小、または利益の変動が激しい企業	2号文と類似
3	同業界の利益水準を下回る企業	2号文と類似
4	利益水準が果たす機能・負担するリスクに合致しない、または享受すべき便益が配賦されたコストに合致しない企業	「享受すべき便益が配賦されたコストに合致しない企業」まで範囲が広がり、それは費用分担契約と関係している。
5	低税率国(地域)にある関連者と取引がある企業	2号文はタックスヘイブンの企業と取引を行う企業に重点を置いている。
6	規定に従って関連者取引の申告を行わない、または同時文書を準備していない企業	2号文と類似
7	関連者から受入れた債権性投資の対権益性投資の比率が規定基準を超えている企業	2号文に新たに追加 - 過小資本
8	居住者企業または居住者企業と中国居住者が支配する企業で、実効税率が12.5%より低い国(地域)で設立され、合理的な経営ニーズ以外の理由で利益配分をしない、または利益配分を減らしている企業	2号文に新たに追加 - 被支配外国企業
9	合理的な商業目的に欠けるタックス・プランニングまたはタックス・アレンジメントに従事する企業	2号文に新たに追加 - 一般反租税回避

## 本アラートの分析対象法規:

- OECD および G20 の 2015 年 10 月 5 日付公布、BEPS 行動計画 13 の報告書:「移転価格関連の文書化および国別報告書」(以下、「BEPS 行動計画 13」)
- OECD および G20 の 2015 年 10 月 5 日付公布、BEPS 行動計画 8-10 の報告書:「移転価格算定の結果と価値創造の整合性の確保」(以下、「BEPS 行動計画 8-10 に係る報告書」)
- OECD および G20 の 2015 年 10 月 5 日付公布、BEPS 行動計画 14 の報告書:「相互協議の効果の実施」(以下、「BEPS 行動計画 14」)
- 国連発展途上国の移転価格実践マニュアル 2013(以下、「国連移転価格マニュアル」)
- 江蘇省国税局 2016-2018 年度国際税務コンプライアンス管理計画、江蘇省国家税務局、「蘇国税発」2016」125 号」(以下、「蘇国税発」2016」125 号」)

罰則について、6号公告はほぼ2号文と一致している。具体的に言えば、6号公告は、2008年1月1日以降に発生した取引における追徴企業所得税に対して1日ごとに利息を加算する。その利率は税額が属する納税年度の12月31日時点の利率を適用し、税額追徴期間と同じ期間の中国人民銀行の人民元貸付基準利率(以下、「基準利率」)に5%を加えて計算すると規定されている。しかし、企業が関連規定に基づき同時文書を準備・提出し、かつ税務当局の要求に従いその他の関連資料を提出する場合、基準利率のみによって利息を計算できる。納税者が規定期限内に税金を納付しない場合、延滞日から起算して延滞期間中は日歩0.05%(年率18.25%)の延滞税が課される。当該延滞期間に対して、利息は課されない。

6号公告は、移転価格調査に対する多くの具体的な規定を含み、過去の法規で体现されている理念、および現在税務当局が移転価格調査において遵守している慣行を取り入れている。具体的には、以下の内容を含む。

- 「単一機能」企業:6号公告によると、簡単な生産業務、簡単な卸売業務、または受託研究開発に従事する企業は、原則として合理的な利益水準を保たなければならない。欠損が出た場合、同時文書の準備基準に達するか否かにかかわらず、欠損年度の同時文書のマスターファイルとローカルファイルを準備しなければならない。また、企業が負担する、戦略の失敗、低稼働率、研究開発の失敗などの原因で被った関連者が負担すべきリスクと損失に対して、税務当局は特別納税調査を実施できる。363号文にも類似する規定がある。
- 「実質的な経営活動を行わない」国外関連者への対外支払について:6号公告によると、企業が、機能・リスクを負担せず、実質的な経営活動を行わない国外関連者に支払った費用が独立企業間原則に合致しない場合、税務当局は、課税所得額を計算する際に控除された全額に対して納税調整を行うことができる。当該条項について、16号公告にも類似条項があるが、16号公告には「独立企業間原則に合致しない」という条件が付けられていない。従って、16号公告の関連条項では、いかなる場合も、「実質的な経営活動を行わない」国外関連者へのすべての対外支払は、課税所得額を計算する際に控除できないと見なされる。6号公告では、「独立企業間原則」という条件を加えることで、納税者を保護している。したがって、6号公告を前提にすれば、理論上、独立企業間原則に合致すれば、「実質的な経営活動のない」国外関連者への対外支払であっても、課税所得額を計算する際に控除できることになる。
- 自主調整:6号公告は54号公告の内容を取り入れ、企業が自主調整を実施しても、税務当局は依然として関連規定に基づき特別納税調査を行い、調整を要求する権限を持つことを規定している。さらに6号公告は、企業が税務当局に関連者取引の価格原則や方法など特別納税調整事項の確認を依頼したとき、税務当局は特別納税調査手続きを開始すべきと明示している。企業が自主的に税金追納を実施した場合、新たに「特別納税調整自主追納税金表」に書き入れる。
- 検証対象の選択:6号公告は、調査対象企業の関連者取引、および取引に係る各当事者の機能リスクを分析・評価した上で、機能が比較的簡単な企業を検証対象とするべきと規定している。中国税務当局は、予ねてより、(特に取引単位営業利益法において)中国企業を常に検証対象とする慣行に批判的であった。この慣行は、必ずしも中国企業の機能リスクの複雑性を十分に考慮していなかった。当該規定の公布は、将来の移転価格分析が、技術面でより厳密になることを意味する。当該規定もまたOECDの勧告と一致している。「移転価格分析において、最も適切な移転価格算定方法が、再販売価格基準法、原価基準法、または取引単位営業利益法である場合、関連者取引における複雑さが相対的に低い企業が検証対象法人に選定されることが多い」(BEPS行動計画8-10の第6.198章)
- 来料加工:6号公告によると、税務当局は、調査対象企業がその関連者に提供する来料加工業務を分析・評価する際、十分な比較対象企業/取引が検索できない場合、無償の材料と設備の価値を還元して調整できる。注目すべきなのは、当該規定が、「特別納税調整実施弁法(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」)による比較対象企業/取引の有無を問わず材料と設備の価格を調整するべきとの規定に比べて改善されていることである。しかし、実務上、独立比較対象企業は簡単に見付からないため、来料加工業務を依頼する主体企業が第三者来料加工業者を雇用しない限り、当該条項の企業に対する実質上の影響は大きくないと思われる。企業が、真実かつ完全な、来料加工に係る全体のバリ



ューチェーンに関する資料を提出する場合、運転資本を調整することができる。ただし、調整幅は10%以内に抑える必要がある。そうでなければ、改めて比較対象企業を選定する必要がある。また、6号公告は、2号文と異なり、それ以外の場合の運転資本調整は一切認めていない。2号文はSATの許可を取得した場合、運転資本の調整を認めている。

- 地域性特殊要因：中国税務当局は、長い間、移転価格分析を行う際の地域性特殊要因の重要性、および当該要因の価格設定に対する影響を常に強調してきた。また、国連の移転価格マニュアルにおける中国に関する章、42号公告、64号公告のいずれもそれを体現している。6号公告は、選定された比較対象企業が調査対象企業と異なる経済環境にある場合、税務当局はロケーションセービング、マーケットプレミアムなどの地域性特殊要因を分析し、合理的な移転価格方法で地域性特殊要因が利益に対する貢献を確定すべきと規定している（第28条）。当該第28条は、地域性特殊要因に属する利益が存在することを前提として書かれている。これは、BEPS行動計画8-10が勧告する現地市場の特徴に関する議論とは異なっている。OECDは、ロケーションセービングなどの要因は、最終的に独立した顧客または仕入先にすべて移転することが可能であると表現する。一方、6号公告は意見募集稿と類似しており、地域性特殊要因および利益に対する影響を定量的に具体化する指針を提供していない。SATが公布した唯一の指針は、国連の移転価格マニュアルにおける中国に関する章で提示されている簡単な例である。この例では、国外企業を含む比較対象企業の調整後のトータルコストマークアップ率を計算する方法を説明している。

6号公告には、以下を含む新规定が取り入れられている。

- 税務当局の非居住者企業に対する調整の権限：6号公告は、非居住者企業に対して特別納税調査を実施できることを明確に示している。また、税務当局には、調査対象企業およびその関連者に資料の提供を要求するほか、調査に係る他の企業に資料を要求する権限があることを規定している。その例として、2号文ではその対象は、比較対象企業のみであったが、6号文では、川上の仕入先や川下の顧客などの第三者企業にも、税務当局は必要な情報を提供するように指示できるようになった。また、調査対象企業が特別納税調査の関連資料を提出しない、あるいは虚偽または不完全な資料を提出する場合、税務当局は、取得済みの一部のデータに基づいて全体のデータを合理的に推定し、法に基づいたみなし調整を行う権限を有すると規定している。
- 調査期間における税務変更の制限：調査対象企業が税務当局に特別納税調査調整を受ける期間において、経営地を変更する、または税務登記の抹消を申請する場合、税務当局は、原則として、調査調整を完了するまで税務変更、抹消手続を受理しない。この規定は、税務当局が調査対象企業を管理する能力を更に強化したことを意味する。
- 統計的方法：6号公告は、単純な算術平均、加重平均、または四分位数間領域などの統計的方法のいずれも使用でき、また単年度ごとに計算、または複数年度の加重平均により計算できると規定している。当該条項は、税務当局が移転価格調整金額を算定する際の柔軟性を高めたことを意味する。

また、6号公告は、税務当局が、独立企業間利益水準または独立企業間価格を使用し、調査対象企業の単年度ごとに関連者取引を調整すべきと規定している。これは、納税者が加重平均値による計算を通じて調整金額を減少させる可能性を排除することを意味する。四分位数間領域を使って分析・評価する場合、原則として、中位値を下回らない調整が求められる。これは2号文と一致している。

- 関連者取引の隠匿または相殺：6号公告は、企業とその関連者間の取引を相殺または隠匿し、国全体の税収を直接的または間接的に減少させた場合、税務当局は特別納税調整を実施し、相殺された取引を還元できると規定している。注目すべきなのは、6号公告は、経済的実質に基づいて関連者取引の性質を再定義するとの意見募集稿の条項を省略したことである。取引の隠匿と相殺の還元は、経済的実質に基づき関連者取引の性質を再定義するものと見なすこともできるが、その範囲はより狭い。

これらの移転価格調査関連の追加条項により、今後の移転価格調査は極めて厳密になると思われるものの、6号公告は、2号文と比べて、より前向きと考えることができる変更を含む。特に以下の点に留意すべきである。

- 税務当局と事前確認の予備会談で合意に達した企業、あるいは税務当局に「事前確認協議意向書」を提出し、それを過年度に遡及する企業、および税務当局に「事前確認更新申請書」を提出した企業は、特別納税調査対象とならない。ただし、この規定は、事前確認対象でない関連者取引には適用されない。
- 6号公告は、特別納税調査時、企業に「企業比較性要因分析表」の提出を要求していない。そのため、企業の負担が2号文と比べて軽くなる。その理由は、企業は分析表に必要とされる多くの情報入手できず、また、SATがその情報を参考にしたり利用する可能性が低いためである。
- 税務当局は、比較性分析を実施する場合、非公開情報を利用する権限を持つが、公開情報を先に利用しなければならないと規定している。
- 2号文は、移転価格調査が国外関連者への利子支払い、賃貸料、ロイヤルティなどに対するものである場合、徴収済みの税額(源泉所得税を含む)に関わる対応的処理を行わないと規定している。しかし、6号公告は、特別の定めのない限り、徴収済みの税額の下方向調整をしないとのみ規定し、一定の柔軟性を与えている。
- 2号文によると、税務当局は、企業に対して移転価格調整を実施した後、調整を受けた最終年度の翌年から5年間にわたり追跡管理を実施しなければならない。追跡管理期間中、企業は同時文書を準備しなければならない。その要求は6号公告から削除されている。そのため、当該企業は、42号公告による同時文書作成基準に満たない場合、同時文書を作成する必要はない。代わりに、税務当局は企業の利益水準に継続的に注目し、リスクを管理する。

また、6号公告は、特別納税調整を会計帳簿にも調整すべしとの、意見募集稿中論争の的となった条項を削除している。

ただ、2号文に残る他の問題はまだ解決していない。例えば、国内関連者取引の調査手続に関する問題が挙げられる。6号公告は、2号文と同様、二つの国内企業の税率が同じで、直接的・間接的に国全体の税収が下がらない場合、通常、その二つの国内企業に対して移転価格調査および調整を行わない。一方、二つの国内企業の税率が異なり、国全体の税収が下がる場合、当該条項はその処理方法を定めていない。

現在、ある税務当局は、国内関連者取引に対する調査に積極的な態度を示しているため、私たちは、その問題に対するSATの追加ガイドラインを求めている。

### 比較性分析および移転価格算定方法

6号公告には、比較性分析および移転価格算定方法に関する重要な章が含まれている。

追加された重要な内容は以下のとおりである。

- 各取引契約書の実際の履行状況:6号公告はBEPS行動計画8-10で述べられている関連者取引の識別について詳しく述べられていないが、その理念の一部は含まれている。具体的には、比較性分析を実施する場合、各取引企業の契約履行能力、実際の契約履行状況、および関連者間の契約条項に対する信憑性などを考えなければならない。
- 相乗効果:6号公告は、BEPS行動計画8-10に類似しており、多国籍企業グループの相乗効果を比較性分析の一つの要因と認識している。

- 地域性特殊要因:6号公告は、比較性分析要因にロケーションセービング、マーケットプレミアムなどの地域性特殊要因を加えている。それは、中国の税務当局が今まで強調してきた、価格設定および利益に影響を与える地域性特殊要因と一致している。利益分割法についての議論において、6号公告は、ロケーションセービング、マーケットプレミアムなどの地域性特殊要因を考慮し、合理的な配分要因を提示して、残余利益を配分すべきと明確に規定している。
- 独立価格比準法:42号公告において、金融資産譲渡は関連者取引の一種であることが明確に規定されている。それに続き、6号公告では、独立価格比準法を使って当該取引(持分譲渡取引を含む)の価格設定および評価をする際、考えなければならない比較性分析要因について詳述されている。
- 重要な価値を持つ無形資産に対する取引単位営業利益法の(不)適用:6号公告は、取引単位営業利益法が、通常、「重要な価値を持つ無形資産」を所有しない企業による有形資産の所有権あるいは使用権の譲渡、および無形資産使用権の譲受取引の検証に適用可能であると規定している。一方、本公告は「重要な価値を持つ無形資産」を定義しておらず、また、そのような無形資産を所有する(あるいは当該資産に対して価値貢献する)のが、潜在的な検証対象企業か、あるいは取引に関わるどの企業でもよいのかについて、SATの関心がどこにあるか不明である。BEPS 行動計画 8-10によれば、取引に関わる企業が「特有で重要な」無形資産(例えば、他企業が使用している、または入手できる無形資産との比較性が低く、直接比較ができない無形資産)を所有し、かつそれに対して合理的な比較性調整ができない場合、取引の一方のみを検証する移転価格算定方法(例えば、取引単位営業利益法)を適用できず、比較によらない方法を使う必要があるかもしれない。この観点から見ると、SATの考え方は BEPS 行動計画のそれとある程度一致している。

しかし、6号公告では、「特有で重要な」無形資産と「一般的な」無形資産を区別していない。OECDは「一般的な」無形資産に対して、取引の一方のみを検証する移転価格方法を適用できると考える。もちろん、重要な無形資産が存在する取引において、その無形資産が特有で重要であるか否かに関係なく、取引単位営業利益法の利用は優位性を失う可能性がある。

- 資産評価法:本公告および42号公告では、無形資産および持分譲渡取引の移転価格を分析するための他の評価方法(コスト法、市場法、利益法)についても概要が述べられている。
- 独立企業間原則に従うその他の方法:6号公告によると、独立企業間算定方法には、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単価営業利益法、利益分割法、その他の適切な独立企業間価格算定方法が含まれる。そして、その他の適切な独立企業間価格算定方法とは、資産評価法、および利益と経済活動の発生地・価値創造地が合致することを反映する方法であると定められている。BEPS 行動計画 8-10の中で、その他の方法について詳しく述べられていないが、上記の6号公告の原則は BEPS 行動計画 8-10のそれと合致している。意見募集稿中で言及された、公式による利益分配に似た価値貢献配分法は、論争があったため採用されていない。しかし、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単価営業利益法、利益分割法、資産評価方法以外に「その他の方法」が定められているのは、税務当局が移転価格調査を行う際、課税地と、経済活動の発生地・価値創造地が合致することを反映する方法を選択する余地を残すためである。

### 無形資産に関する特別条項

6号公告は、無形資産の移転価格についての SAT の独特な方法を、BEPS の無形資産に関するガイドラインに統合している。国連移転価格マニュアルにおける中国の章で言及された通り、SAT の無形資産に関する移転価格のアプローチは、地域性特殊要因の概念と同様、欧米諸国で発展した移転価格実務の中で、バリューチェーン川上および川下における特定の活動が過度に強調されてきたとの立場に基づく。SAT のアプローチは、多国籍企業グループの中国子会社が、その生産および販売活動を通じて、例えば技術ノウハウやマーケティング無形資産などの無形資産を創造すると強調する。これらの無形資産の「経済的所有権」は実質的に多国籍企業グループの中国子会社に属する場合も

ある。一方で、中国子会社の販売および生産における成果は、海外多国籍企業グループが法律上の所有権を保有する無形資産の価値を増加させている。

16号公告以外、過去において無形資産の移転価格に言及する法規は少ない。16号公告中、無形資産に関する条項は以下の二つである。

- 第五条:「企業が海外関連者の提供した無形資産を使用してロイヤリティを支払う必要がある場合、各関連者の当該無形資産の価値創出への貢献度を勘案し、各関連者が享受すべき経済利益を確定する。単に無形資産の法的所有権を保有するのみで、価値創出に貢献がない関連者へのロイヤリティ支払いは、独立企業間原則に従っておらず企業の課税所得を計算する際に損金算入できない。」
- 第六条:「企業が上場融資を主な目的として、海外で持株会社あるいは融資会社を設立し、上場活動において発生した附帯利益を海外関連者にロイヤリティとして支払う場合、企業の課税所得を計算する際に損金算入することができない。」

これらの条項は、6号公告の第三十条から三十三条として修正・統合されている。第三十二条では、企業が受け取る、あるいは支払うロイヤリティは、無形資産が企業にもたらす経済利益と合致すべきと特別に規定されている。経済利益と合致しないことで、企業あるいはその関連者の課税収入あるいは課税所得額が減る場合、税務当局は特別納税調整を実施できる。経済利益をもたらさず、かつ独立企業間原則に合致しない場合、税務当局は税引前全額について特別納税調整を実施できる。また、第三十二条は、無形資産の法的所有権を保有するのみで、その価値創出に貢献しない関連者にロイヤリティを支払い、かつそれが独立企業間原則に合致しない場合、税務当局は税引前全額について特別納税調整を実施できると規定している。第三十二条の最初の部分は、ロイヤリティ支払いが経済利益と合致すべきことについて述べられている。これは BEPS の原則と合致し、企業が支払ったロイヤリティが経済利益と合致する場合、税務当局は特別納税調整を実施する必要がないことを提案している。これは 16号公告の第五条を改善したものである。多くの税務当局は、16号公告の第五条を、ある無形資産の法的所有権を持つ国外関連者にロイヤリティが支払われた場合、その無形資産がもたらす便益の有無に関わらず、支払全額を調整をすべきと定めるものと解釈してきた。

もう一つ注目すべきことは、過去において、この方面の議論は、中国企業による国外関連者への支払いに重点が置かれていた。しかし、6号公告の第三十一条および第三十二条の説明によると、企業が関連者から無形資産のロイヤリティを受取ることを規定している。企業がロイヤリティ支払のみに注目する以前の法規に対し、6号公告では無形資産取引を更に全面的に管理している。より多くの中国企業が対外投資を行い、あるいは無形資産を海外に移転することに伴い、今後、中国企業が無形資産を譲渡することで受け取る対価が独立企業間原則に合致するか否かということに対する中国税務当局の関心がより多く集まる可能性がある。

第三十条および第三十一条は BEPS 行動計画 8-10 を中国法規に取り入れている。これらの二つの規定は、BEPS 行動計画 8-10 の中の無形資産に関する移転価格の長い説明と比較してより簡潔になっている。

第三十条は無形資産の開発、強化、維持、保護、応用および普及 (DEMPEP) の分析方法を規定している。企業およびその関連者が無形資産価値の貢献度および相応の収益配分を判定する際に、企業が所属する企業グループのグローバルの運用プロセスを全体的に分析し、各企業による無形資産の開発、強化、維持、保護、応用および普及における価値貢献、無形資産価値の実現方式、無形資産およびグループ内におけるその他の業務の機能、リスクおよび資産の相互作用を十分に考慮すべきである。

BEPS 行動計画 8-10 において、多国籍グループメンバーの無形資産価値創出への貢献は、DEMPEP の中で果たす機能、使用する資産および負担するリスクを審査し、評価すると規定している。

新しく追加された P (普及) は、中国市場での普及活動、および中国消費者が製品に抱く認知度を、マーケティング無形資産 (例えば、外国ブランド) の重要な価値貢献要素として強調している。

第三十条は、企業が無形資産の法的所有権を所有するのみで、その価値創出に貢献しない場合、無形資産の収益配分に参加すべきでないとして規定している。無形資産を形成および使用する過程で、資金のみを提供し、実際に関連する機能を果たさず、関連リスクも負担しない企業は、資金コストに相応する合理的な報酬のみを受けべきである。上述の規定は BEPS 行動計画 8-10 に合致する。

第三十一条では、無形資産の使用権を与えるまたは受取ることで、ロイヤルティを受取るまたは支払う場合、以下の状況により適時に調整すべきと規定されている。適時に調整しない場合、税務当局は特別納税調整を実施できる。

- (一) 無形資産の価値が根本的に変化する。
- (二) 通常の事業慣行に従った、非関連者間の比較可能取引におけるロイヤルティの調整規制が存在する。
- (三) 無形資産を使用する過程で、企業およびその関連者が果たす機能、負担するリスクおよび使用する資産が変化する。
- (四) 企業およびその関連者は無形資産に対して、継続して開発、強化、維持、保護、応用および普及に貢献したものの、合理的な報酬を受取っていない。

上述の規定は BEPS 行動計画 8-10 に合致する。BEPS 行動計画ではより多く、詳細に説明がされている。

### 役務に関する特別条項

6 号公告は、SAT の立場をより反映し、16 号公告の規定および実践を通して、関連役務取引が独立企業間原則に従うか否かを判断することを探求している。

第三十四条は、独立企業間原則に合致する関連役務取引を、同じまたは類似した状況におけるビジネス慣行と公正価格にしたがって値付けされる、非関連者間の受益性役務取引であると定義する。6 号公告の規定によると、受益性役務とは役務受領者に直接的または間接的な経済利益をもたらさねばならず、また非関連者が、その役務を自発的に購入または自ら実施するであろうことが求められる (これは OECD「受益性テスト」と一致する)。

第三十五条の規定によると、関連者が提供する次の役務は受益性役務とみなされない。

- (一) 役務受領者が既に購入している、または自主的に実施した役務活動。
- (二) 役務受領者の直接または間接投資者の投資利益を保障するために実施した支配、管理および監督などの役務活動。
- (三) 特に役務受領者向けに実施されず、企業グループに属することで偶々便益を受取る役務活動。
- (四) 役務受領者がその他の関連取引により既に対価を得た役務活動。
- (五) 役務受領者が果たす機能および負担するリスクとは関係ない、または役務受領者の経営ニーズに合致しない関連取引。
- (六) 役務受領者に直接的または間接的な経済利益をもたらさない、あるいは、非関連者であれば自発的に購入しないまたは自ら実施しないであろう、その他の役務活動。

上述の非受益性役務は 16 号公告で公布した内容と一致している。誤解を防ぐために、6 号公告は上述の第 (二) 項から第 (六) 項までの非受益性役務について例を挙げて説明している。

第三十六条は関連役務取引の価格を確定する直接および間接的な方法を規定している。BEPS 行動計画 8-10 の勧告に対応する。



ここで一言及に値するのは、BEPS 行動計画 8-10 と比較して、本公告では低付加価値のグループ内部サービスの簡易的な価格設定方法に言及していないことである。これは SAT が役務関連取引を高リスク取引と考える一貫した立場と一致する。

6 号公告は、16 号公告および意見募集稿と類似しており、企業が受益性役務を提供したことを証明・支持するために準備・保存すべき資料の種類と内容を具体的に説明していない。そのため、納税者は、税務当局から、特に財務、税務、人事および法律など、グループ内役務取引について質問を受ける場合、その挙証負担が増えることになる。SAT が近いうちに関連指針を公布することが望まれる。

無形資産の一部の関連規定と同様、6 号公告は、グループ内役務取引、および中国企業が国外関連者から受け取る役務料金について強調している。

### 相互協議手続

SAT が 2013 年に公布した第 56 号公告は相互協議手続の実施手続を提示している。6 号公告には、特別納税調整事項に関連する相互協議手続の具体的な規定が含まれている。租税条約条項の解釈または実施に関する相互協議手続は 56 号公告の関連規定に従い実行することを明確にしている。

56 号公告によると、相互協議手続は省国家税務局に申請するが、6 号公告によると、特別納税調整事項に関連する相互協議は直接 SAT に申請するとある。特別納税調整事項を担当する主管税務当局（通常、省級税務当局）は相互協議通知書を受理後、企業に相互協議契約書を送付し、追加納税（還付）の実行を監視する。

56 号公告第九条第六項の規定によると、中国の居住納税者は二重課税される可能性がある場合、あるいは既に二重課税された場合、相互協議手続を申請できる。一方、2017 年 6 号公告第五十二条第五項によると、SAT は特別納税調整案がまだ完了していない企業、または完了しているが税金を納付していない企業の相互協議手続申請を拒むことができる。すなわち、中国の居住納税者は、実際に二重課税されない限り、特別納税調整の過程において相互協議手続申請できない。これは、企業またはその関連者が移転価格調整通知書を受取った場合のみ、相互協議手続申請を提出できるという 2 号文の規定に一致している。注目すべきなのは、2 号文は、企業またはその関連者が、移転価格調整通知書を受取ってから三年以内に相互協議手続を申請しなければならないと規定していたが、6 号公告は、中国が締結した租税条約中の、相互協議手続申請期限についての規定に一般的に参照するのみである。OECD は紛争解決の効率性を高めるべく取り組んでいるが、6 号公告では、相互協議案件を解決するために SAT が要する時間を明確にしていない。

相互協議手続申請は、申請書受取日に受理される。申請書を郵送する場合、納税者は SAT が申請を受理したことの書面での確認を希望するかもしれない。6 号公告施行前に受理されたが、合意に達していない相互協議案件には、6 号公告の規定が適用される。

### **KPMG の所見**

6 号公告は、中国移転価格の歴史の中で一里塚的に重要な法規である。SAT が過去に公布した多くの関連法規および実務を統合し、また BEPS 移転価格ガイドラインを現地化している。今後数年間にわたるその納税者への影響は甚大であろう。

### 特別納税調査

16 号公告と比較し、本公告にある「実体の薄い」事業体に対する支払いに関する規定は緩やかであり合理的である。今後、この規定が、「実体の薄い」事業体への支払いを画一的に否定しないものの、それら事業体への不合理な利益移転の防止を目指す BEPS 移転価格ガイドラインと整合的に運用されるよう期待する。また、税務当局は、「実体の薄い」事業体に対する支払が独立企業間原則に従うか否かを審査するとき、6 号文に準拠して、支払を受ける「実体の薄い」事業体の経済実体のみならず、その他の事業体の経済実体も考慮することが望ましい。このアプローチは、支払自体は独立企業間原則に従

う、すなわち、その支払が中国納税者が提供する便益に相応し、第三者が比較可能な状況で自発的に支払うであろう額と整合するにもかかわらず、「実体の薄い」事業体に支払われることのみによって中国納税者が不公平な二重課税を受けないことを担保する。

6号公告における特別納税調査に関する多くの新規定は、SATが過去数年の間に発展させた実務を体現している。注目すべきは、それら法規の一部は BEPS 移転価格ガイドラインと無関係であり、またそれら法規の実際の適用が、BEPS 移転価格ガイドラインと一部整合しないことである。

例えば、6号公告中の来料加工業務に係る規定は、委託元による支配、委託元が負うリスク、およびそれらの経済的帰結を完全に否定し、比較対象企業を見つけられない限り、来料加工業者の報酬を委託製造業者のそれに合わせるよう求めている。現実問題として、そのような比較対象企業を探すのは難しく、たとえ存在したとしても公開された企業情報は入手できないため、多くの納税者にとって、税務当局の調査を回避するためには、来料加工取引価格を委託製造取引価格として設定するしか選択の余地がない。また、BEPS 移転価格ガイドラインは、リスク(としばしばそれに伴う利益)の人為的な配賦を防ぐ努力として、関連者間のリスク配分とその結果としての利益配分を評価する際、企業のリスク管理能力、およびリスク負担のための財務力を考慮すべきことを強調している。一方、6号公告は、総体として、リスク分析あるいはリスクの取り扱いに関する SAT のアプローチについて実質的に述べていない。また、SAT が企業のリスク管理能力をどう重視するかについて、いかなる説明もされていない。ただし、SAT は、従来から企業の果たす機能を重視してきたので、それは意外ではない。リスクに関する記述の欠如は、SAT が今後も機能分析を嗜好し続けるであろうことを示唆している。

6号公告の地域性特殊要因に関する規定は、BEPS 行動計画 8-10 で提言されたロケーションセービングとマーケットプレミアムの議論と整合しているようであるが、6号公告(および 42号、64号公告)における地域性特殊要因についての議論は、BEPS 行動計画 8-10 におけるほど詳細ではなく、地方の税務当局に解釈と適用の余地が与えられている。注目すべきは、BEPS 行動計画 8-10 が、ロケーションセービングが最終的にいかに拡散し、独立消費者あるいは供給者に移転されるかについて論じている一方で、6号公告には当該観点の説明がないということである。体系的な分析方法が存在しないこと、また、地域性特殊要因の存在を理由として、関連者取引の一方の当事者を対象とした移転価格方法の適用を拒否する SAT の伝統的な傾向により、BEPS 行動計画が意図するものと異なる結果をもたらす可能性がある。

### 比較性要因および移転価格方法

6号公告は資産評価方法を関連者取引の検証に適した移転価格方法として法規化し、それは BEPS 行動計画 8-10 の勧告と一致し、それらの資産評価方法は無形資産取引の価格設定の検証に適用できる。

意見募集稿で提言された価値貢献分配法は最終的に採用されていない。しかし、6号公告は「経済活動が発生し価値が創造される場所で利益が課税される原則を示す他の方法」を提示している。それにより、SAT が移転価格調査において新しい方法を導入する余地が残されている。今後、価値貢献分配法、あるいはそれに類似する検証方法が実務上用いられたとしても驚くには当たらない。実際、中国移転価格税制執行の先駆者である江蘇省国家税務局は、納税者の従来の考え方を換え、バリューチェーン分析(主に資産、収入、費用および原価などの一つの要因または一連の核心的な要因により、バリューチェーンにおける各参加者の利益配分を確定する)に基づく移転価格の新しい方法を試すことを提案したことがある。ただし、公式による利益分配法を単純に採用することを避けることも提言している。その新しい方法は価値貢献分配法と似ている。

SAT は、個別の移転価格方法の妥当性判断にあたり、納税者に地域性特殊要因および重要な無形資産を分析することを要求することにより、片側検証による移転価格方法の使用を制限しようとしている。片側検証による移転価格方法、特に取引単位営業利益法は適用が簡単であるため(例えば、比較可能な機能を持つ第三者の会社を幅広く探しやすい)、以前から中国納税者は頻繁にそれを利用してきたが、国連移転価格マニュアルにおける中国の章で書かれているように、SAT は、発展途上国において「適切な」比較可能企業を探すことに懸念を示している。SAT は、地域性特殊要因の存在により、相応の

調整をしない限り、先進国の比較可能会社を単純に使用できないと主張する。また、近年、SATは、中国における無形資産の存在を理由に、比較可能企業を用いた分析に疑義を呈し、またそれを否定している。6号公告は、取引が重要な無形資産に係る場合、取引単位営業利益法を適用すべきではないと規定している。また、6号公告は「重要な無形資産」の定義を明確にせず、かつこの概念はBEPS行動計画8-10で提言された「特有で重要な無形資産」と異なるため、無形資産が重要である(それが特有あるいは一般的に係らず)と考えられる場合、納税者による取引単位営業利益法の使用が否定される十分な余地が残る。上述の点と「地域性特殊要因」の存在により、片側検証による移転価格方法に依拠すること、あるいは少なくともそのみに依拠することは、複雑な取引に対して行われる移転価格調査に対応できない。

### 無形資産に関する特別条項

6号公告は、それが税務当局と納税者、および複数の税務当局の間で論争を引き起こす重要事項であるにも関わらず、無形資産に関する移転価格問題について極めて薄弱な議論しかしていない。そのような無形資産に関する議論の欠如は、事例研究や公的な解釈により補足されない限り、実務において異なる解釈や適用を招く結果となろう。

6号公告は、BEPS行動計画の一環としてOECDが推奨するDEMPE(開発、強化、維持、保護、応用)の観点にPを追加した、DEMPEPによる分析を規定する。DEMPEPは、OECDが推奨するDEMPEと大きく異なることはないが、最後のP(普及)はOECDの推奨するDEMPE中二番目のE(応用)に暗に含まれると解釈することが出来るので、6号公告が無形資産分析の観点として最後のPを明示的に追加したことは、中国での販売促進および製品認知度の確立がマーケティング無形資産の価値向上要因として重要であるとの、中国の従来からの強い主張をさらに強化するものと言える。

BEPS行動計画8-10との比較において、6号公告中最も欠落している部分は、OECDが前者で行う無形資産の価値創造におけるより重要な機能についての議論であろう。例えば、BEPS行動計画8-10は、研究開発プログラムの設計と管理、創造の努力に優先順位を付けて指揮すること(“青天井の”研究活動の決定を含む)、および予算管理を、自主開発無形資産、あるいは追加研究開発の基盤となる外部者調達無形資産に関わるより重要な機能として挙げている(BEPS行動計画8-10セクション6.56)。

「より重要な機能」はOECDによるDEMPEの核心である。通常、これらの重要な機能は無形資産の価値に大きく貢献するため、当該機能に対して、多国籍グループが無形資産の活用によって得る利益から、より定型的な機能を果たす企業に対するより大きな取り分が与えられるべきであろう。「より重要な機能」についての解釈の差は、移転価格の結果に極めて大きな差をもたらす可能性がある。上記「より重要な機能」についての議論の欠落は、どの機能がより重要であり、結果その機能により多くの利益を配分できるかについて、中国税務当局に大きな裁量を与える。

DEMPEPによる分析、「重要な機能」についての説明欠如、およびSATが以前から重視する、多国籍グループが中国で頻繁に行う「バリューチェーンの中流活動」(例えば、製造、試験生産など)や中国市場開拓活動は、中国と外国の税務当局の間の見解の相違に容易につながり、ひいては二重課税につながる。加えて、過去の中国の執行実務に鑑み、中国税務当局が、DEMPEP機能の「管理」(OECDによる選好)ではなく「実行」により焦点を当てる可能性が高い。

6号公告におけるもう一つの重要な欠落は、評価が困難な無形資産(「Hard-To-Value-Intangibles, HTVI」)についての議論、具体的には、HTVIに関わる取引価格を後知恵で評価することの妥当性についての議論である。納税者は、そのような指針がなければ、税務当局から呈される疑義への対応上、極めて不利な立場に置かれる。税務当局からのそのような問題提起に納税者が対抗したいならば、取引実行時点で十分な文書を備えておくことが不可欠となる。

### 役務費用に関する特別条項

6号公告第三十四条は、「受益性役務」の概念を提示する。また、役務が「直接的または間接的な経済的便益」をもたらす、かつ独立企業が自主的にそれを購入、または自ら行う



であろうものであることを求めている(これは後者は OECD による「受益性テスト」と一致する)。ある役務がその受領者に対して「直接的または間接的な経済的便益」をもたらすと肯定的に評価するためには、中国納税者が支払役務料金とその役務が生む限界利益の関係を証明しなければならない可能性がある。この要求は、OECD の役務費用の関連規定が求める範囲を超えている。OECD の指針は、役務からの予想便益が将来長期にわたって得られる可能性と、役務が当初予想した便益を実際には生まない可能性を認めている。ある役務が「直接的または間接的な経済利益」テストを満足することを示すために何が十分な証拠となるか、現時点で明確ではない。「限界利益」の分析方法では、多国籍企業の子会社がその対外役務料金支払控除を説明するのは極めて困難になる可能性がある。

受益性がないと考えられる役務について、6号公告第三十五条は、具体的な例を用いて、従来の16号公告による指針に比べてより明確に述べている。納税者が特に懸念の声を上げている領域は、中国税務当局が、OECD の指針に比べてより広範囲に株主活動の定義を挙げているところである。この点について、第三十五条に挙げられた例は、納税者が、中国の観点から、株主関連であり、受益性がないと考えられる種類の役務を判断するのに役立つ。第三十五条に挙げられた多くの例は株主活動の範囲内にあり、したがって、BEPS 行動計画 8-10 において料金を受け取るべきではないとされる役務であるが、その範囲を超えるものがある点に注意すべきかもしれない。

具体的には公告に挙げられた四つ目の例である。そこでは、多国籍企業グループの意思決定、監督、管理、法令順守の目的で実施される、財務、税務、人事、法務などの活動に受益性はないとされる。しかし、実務上、これらの活動の多くは子会社の事業活動と重なる。例えば、ある米国の多国籍企業は、中国子会社を含むその子会社すべてが特定の米国法規に従うことを確保するためのコストを支払うかもしれない。一方、中国子会社には、その米国の顧客と取引するために、同じ米国の法規に従う事業上の必要があるかもしれない。この場合、中国子会社が特定の米国法規に従うことを確保するために多国籍企業が実施し、かつそのコストを負担する活動に受益性がないと考えることは、若干不公平と思われる。なぜなら、そのような活動は、明らかに中国子会社が自発的に対価を支払う、あるいは自ら実施する活動だからである。

OECD の BEPS 行動計画が提言する「低付加価値サービス」に対する「セーフハーバー」ルールを取り入れないとの SAT の決定は、すべてのグループ内役務取引は高リスク取引であるとの SAT の立場を補強するものであり、これら取引が今後も厳しい審査の対象であり続けるだろうことを示している。

## 相互協議手続

紛争解決手続の改善は BEPS 行動計画と密接不可分である。BEPS 行動計画 14 は、租税条約関連の紛争解決のための最低限の標準を設け、BEPS プロジェクトの結果に従うすべての国(中国を含む)は、その標準を実施し、またピアレビュー手続を経なければならない。そのような最低標準の一つとして、各国は相互協議案件を適時解決しなければならない。具体的には、24ヵ月内の解決が提言され、またその提言を OECD モデル租税条約の次回更新に含まれる第 25 条コメントリーに書くことが企図されている。

中国は、2015 年度 BEPS 成果物を承認した G20 メンバーとして、BEPS 行動計画 14 で提言された最低標準の実行を約束している。かつて、納税者は、相互協議案件を解決するとの SAT の約束に対して懸念を示してきた。長年にわたり SAT における人員が手薄であるためである。SAT の国際税務司に反避税三処が設けられたことにより、状況はある程度改善されるであろう。その定員40名すべてが揃った場合、SAT における人員は現在の4倍となる。中国における各種移転価格案件対応人員はある程度増強される。

## 今後の見通し

6号公告の公布に伴い、納税者は、税務当局が移転価格調査を行う際の注目点と論理をより明確に理解することができ、また、今後の中国の移転価格調査実務の標準化を予見できる。



さらに、従来の中国移転価格規制が主に対外支払にのみ注目していたのに対して、6号公告はロイヤルティと役務料金の対外支払および受取の双方を規制することになり、中国税務当局が対外投資を行う中国多国籍企業の移転価格管理に向けた第一歩をふみだしたと言える。

For any enquiries, please send to our public mailbox: [taxenquiry@kpmg.com](mailto:taxenquiry@kpmg.com) or contact our partners/directors in each China/HK offices.

**Khoonming Ho**

Head of Tax,  
KPMG China  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

**Beijing/Shenyang**

**David Ling**  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Tianjin**

**Eric Zhou**  
Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**Qingdao**

**Vincent Pang**  
Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Shanghai/Nanjing**

**Lewis Lu**  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Chengdu**

**Anthony Chau**  
Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

**Hangzhou**

**John Wang**  
Tel. +86 (571) 2803 8088  
john.wang@kpmg.com

**Guangzhou**

**Lilly Li**  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Fuzhou/Xiamen**

**Maria Mei**  
Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Shenzhen**

**Eileen Sun**  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Hong Kong**

**Karmen Yeung**  
Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

**Northern China**

**David Ling**  
Head of Tax,  
Northern Region  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

**Andy Chen**

Tel. +86 (10) 8508 7025  
andy.m.chen@kpmg.com

**Yali Chen**

Tel. +86 (10) 8508 7571  
yali.chen@kpmg.com

**Conrad TURLEY**

Tel. +86 (10) 8508 7513  
conrad.turley@kpmg.com

**Milano Fang**

Tel. +86 (10) 8907 1724  
milano.fang@kpmg.com

**Tony Feng**

Tel. +86 (10) 8508 7531  
tony.feng@kpmg.com

**John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

**Rachel Guan**

Tel. +86 (10) 8508 7613  
rachel.guan@kpmg.com

**Helen Han**

Tel. +86 (10) 8508 7627  
h.han@kpmg.com

**Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

**Josephine Jiang**

Tel. +86 (10) 8508 7511  
josephine.jiang@kpmg.com

**Henry Kim**

Tel. +86 (10) 8508 7023  
henry.kim@kpmg.com

**Li Li**

Tel. +86 (10) 8508 7537  
li.li@kpmg.com

**Lisa Li**

Tel. +86 (10) 8508 7638  
lisa.h.li@kpmg.com

**Thomas Li**

Tel. +86 (10) 8508 7574  
thomas.li@kpmg.com

**Simon Liu**

Tel. +86 (10) 8508 7565  
simon.liu@kpmg.com

**Alan O'Connor**

Tel. +86 (10) 8508 7521  
alan.oconnor@kpmg.com

**Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

**Naoko Hirasawa**

Tel. +86 (10) 8508 7054  
naoko.hirasawa@kpmg.com

**Shirley Shen**

Tel. +86 (10) 8508 7586  
yinghua.shen@kpmg.com

**Joseph Tam**

Tel. +86 (10) 8508 7605  
laiyiu.tam@kpmg.com

**Joyce Tan**

Tel. +86 (10) 8508 7666  
joyce.tan@kpmg.com

**Jessica Xie**

Tel. +86 (10) 8508 7540  
jessica.xie@kpmg.com

**Cynthia Xie**

Tel. +86 (10) 8508 7543  
cynthia.py.xie@kpmg.com

**Christopher Xing**

Tel. +86 (10) 8508 7072  
christopher.xing@kpmg.com

**Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

**Jessie Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7625  
jessie.j.zhang@kpmg.com

**Sheila Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7507  
sheila.zhang@kpmg.com

**Tiansheng Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7526  
tiansheng.zhang@kpmg.com

**Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

**Eric Zhou**

Tel. +86 (10) 8508 7610  
ec.zhou@kpmg.com

**Central China**
**Lewis Lu**

Head of Tax,  
Eastern & Western Region  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

**Alan Garcia**

Tel. +86 (21) 2212 3509  
alan.garcia@kpmg.com

**Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

**Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

**Johnny Deng**

Tel. +86 (21) 2212 3457  
johnny.deng@kpmg.com

**Cheng Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3410  
cheng.dong@kpmg.com

**Marianne Dong**

Tel. +86 (21) 2212 3436  
marianne.dong@kpmg.com

**Chris Ge**

Tel. +86 (21) 2212 3083  
chris.ge@kpmg.com

**Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

**Henry Wong**

Tel. +86 (21) 2212 3380  
henry.wong@kpmg.com

**Jason Jiang**

Tel. +86 (21) 2212 3527  
jason.jt.jiang@kpmg.com

**Flame Jin**

Tel. +86 (21) 2212 3420  
flame.jin@kpmg.com

**Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

**Michael Li**

Tel. +86 (21) 2212 3463  
michael.y.li@kpmg.com

**Karen Lin**

Tel. +86 (21) 2212 4169  
karen.w.lin@kpmg.com

**Christopher Mak**

Tel. +86 (21) 2212 3409  
christopher.mak@kpmg.com

**Henry Ngai**

Tel. +86 (21) 2212 3411  
henry.ngai@kpmg.com

**Ruqiang Pan**

Tel. +86 (21) 2212 3118  
ruqiang.pan@kpmg.com

**Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

**Wayne Tan**

Tel. +86 (28) 8673 3915  
wayne.tan@kpmg.com

**Tanya Tang**

Tel. +86 (10) 8691 2850  
tanya.tang@kpmg.com

**Rachel Tao**

Tel. +86 (21) 2212 3473  
rachel.tao@kpmg.com

**Janet Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3302  
janet.z.wang@kpmg.com

**John Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3438  
john.wang@kpmg.com

**Mimi Wang**

Tel. +86 (21) 2212 3250  
mimi.wang@kpmg.com

**Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

**Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

**Bruce Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3396  
bruce.xu@kpmg.com

**Jie Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3678  
jie.xu@kpmg.com

**Robert Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3124  
robert.xu@kpmg.com

**Yang Yang**

Tel. +86 (21) 2212 3372  
yang.yang@kpmg.com

**William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

**Dylan Jeng**

Tel. +86 (21) 2212 3080  
dylan.jeng@kpmg.com

**Hanson Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3318  
hanson.zhou@kpmg.com

**Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
anthony.chau@kpmg.com

**Michelle Zhou**

Tel. +86 (21) 2212 3458  
michelle.b.zhou@kpmg.com

**Southern China**
**Lilly Li**

Head of Tax,  
Southern Region  
Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

**Penny Chen**

Tel. +86 (755) 2547 1072  
penny.chen@kpmg.com

**Vivian Chen**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
vivian.w.chen@kpmg.com

**Sam Fan**

Tel. +86 (755) 2547 1071  
sam.kh.fan@kpmg.com

**Joe Fu**

Tel. +86 (20) 3813 8823  
joe.fu@kpmg.com

**Ricky Gu**

Tel. +86 (20) 3813 8620  
ricky.gu@kpmg.com

**Fiona He**

Tel. +86 (20) 3813 8623  
fiona.he@kpmg.com

**Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

**Aileen Jiang**

Tel. +86 (755) 2547 1163  
aileen.jiang@kpmg.com

**Cloris Li**

Tel. +86 (20) 3813 8829  
cloris.li@kpmg.com

**Jean Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
jean.j.li@kpmg.com

**Sisi Li**

Tel. +86 (20) 3813 8887  
sisi.li@kpmg.com

**Mabel Li**

Tel. +86 (755) 2547 1164  
mabel.li@kpmg.com

**Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

**Patrick Lu**

Tel. +86 (20) 3813 8685  
patrick.c.lu@kpmg.com

**Grace Luo**

Tel. +86 (20) 3813 8609  
grace.luo@kpmg.com

**Maria Mei**

Tel. +86 (592) 2150 807  
maria.mei@kpmg.com

**Eileen Sun**

Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Michelle Sun**

Tel. +86 (20) 3813 8615  
michelle.sun@kpmg.com

**Bin Yang**

Tel. +86 (20) 3813 8605  
bin.yang@kpmg.com

**Lixin Zeng**

Tel. +86 (755) 2547 3368  
lixin.zeng@kpmg.com

**Hong Kong**
**Aysha M. Lau**

Head of Tax, Hong Kong  
Tel. +852 2826 7165  
aysha.lau@kpmg.com

**Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

**Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

**Yvette Chan**

Tel. +852 2847 5108  
yvette.chan@kpmg.com

**Lu Chen**

Tel. +852 2143 8777  
lu.l.chen@kpmg.com

**Rebecca Chin**

Tel. +852 2978 8987  
rebecca.chin@kpmg.com

**Wade Wagatsuma**

Tel. +852 2685 7806  
wade.wagatsuma@kpmg.com

**Natalie To**

Tel. +852 2143 8509  
natalie.to@kpmg.com

**Matthew Fenwick**

Tel. +852 2143 8761  
matthew.fenwick@kpmg.com

**Sandy Fung**

Tel. +852 2143 8821  
sandy.fung@kpmg.com

**Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com